明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（二四）　二
○生産性向上特別措置法（二五）　三
○産業競争力強化法等の一部を改正する法律（二六）　二〇
○株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（二七）　二九
○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（二八）　四〇

〔政　令〕
○公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一六七）　四一
○公職選挙法施行令の一部を改正する政令（一六八）
○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（一六九）　四三

〔省　令〕
○公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の一部を改正する省令（総務二九）　四三
○住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令（同三〇）　六六

〔告　示〕
○住宅・土地統計調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（総務一七三）　七二

〔公　告〕
諸事項　八五
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　八六
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇八
特殊法人等
型式適合認定関係　一一〇
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（法律第二四号）（総務省）

一　電気通信事業法の一部改正関係（第一条関係）

1　電気通信事業者は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ、当該休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る利用者に対し、総務省令で定める事項を周知させなければならないこととするとともに、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、あらかじめ、当該事項を総務大臣に届け出なければならないこととした。

2　総務大臣は、その保有する利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する情報を整理し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとした。

3　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定める機能を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であって当該機能を利用するものに対し、その旨を周知させなければならないこととした。

4　電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり、送信の場所と受信の場所とにあり、及びその間を接続する電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために、6の認定を受けた電気通信番号使用計画に従って総務大臣の指定があった電気通信番号を使用しなければならないこと等とすることとした。

5　総務大臣は、6の認定その他の電気通信番号に係る事務の遂行に資するため、電気通信番号計画を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならないこととした。

6　電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとするときは、電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受けなければならないこととした。

7　総務大臣が標準電気通信番号使用計画（利用者の端末設備に付する利用者設備識別番号に係る事項を除く。）を定めて公示した場合において、電気通信事業者が標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成したときは、その電気通信番号使用計画については、6の認定を受けたものとみなすこと等とすることとした。

8　総務大臣は、6の認定の申請があった場合において、その申請に係る電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること等の要件に適合すると認めるときは、6の認定をしなければならないこととした。

9　総務大臣は、6の認定を受けた電気通信事業者が10の命令に違反したとき等は、6の認定を取り消すことができることとした。

10　総務大臣は、電気通信事業者の電気通信番号の使用が当該電気通信事業者の6の認定を受けた電気通信番号使用計画に適合していないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、当該電気通信番号使用計画に適合するように当該電気通信番号を使用することを命じ、又は当該電気通信番号使用計画を変更するよう命ずることができることとした。

11　総務大臣の認可を受けて端末設備等の接続に関する技術的条件を定める電気通信事業者は、端末設備等に異常がある場合その他電気通信役務の円滑な提供に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備等の接続が当該技術的条件に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求めることができることとした。